

鳥獣被害防止総合対策交付金

【令和5年度予算概算要求額 12,516（10,003）百万円】

＜対策のポイント＞

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、**鳥獣の捕獲等の強化やジビ工利用拡大への取組等**を支援します。

＜事業目標＞

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約207万頭〔令和5年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビ工利用量の拡大を令和元年度から倍増（4,000t〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

鳥獣被害防止総合対策交付金

12,516（10,003）百万円

- 市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援します。
- ① 侵入防止柵、焼却施設、捕獲技術高度化施設の整備、既設柵の地際補強資材等の支援（※1、柵を直営施工する場合は定額支援）
 - ② 地域ぐるみの被害防止活動・捕獲等の強化
 - ア 捕獲活動経費の支援（獣種等に応じた上限単価以内での定額支援）
 - イ 県が行う広域捕獲に係る調査、捕獲活動、人材育成等の支援（※2）
 - ウ 被害対策に係るICT活用の定着に向けた取組の支援（※2）
 - エ 鳥類に対する地域ぐるみの総合的な対策の支援（※2）
 - ③ ジビ工利用拡大の推進
 - ア 処理加工施設やジビエカー等の整備（※1）
 - イ 広域搬入体制の全国展開に向けたモデルの整備（※2）
 - ウ 豚熱感染確認区域でのジビ工利活用推進のための体制整備等の支援（※2）
 - エ ジビ工を扱う飲食店等の増加に向けたプロモーション等への取組の支援（※2）

＜事業の流れ＞



※1 1/2以内

※2 限度額内で定額支援

等

＜事業イメージ＞

【総合的な鳥獣対策・ジビ工利用拡大への支援】



侵入防止柵の設置や
捕獲機材の導入



刈り払い等による
生息環境管理



捕獲活動経費の
支援



処理加工施設
等の整備



処理加工施設
等の整備



処理加工施設等
における人材育成

【捕獲等の強化】

- ① ICT活用の定着に向けた取組の推進
データを活用した鳥獣被害対策や、ICTを活用できる人材の育成等を支援



被害等の可視化、対策への活用



ドローン操作技術の習得

【ジビ工利用拡大に向けた取組】

- ① 広域搬入体制の全国展開
各地域の地形等に合わせた処理加工施設への広域搬入方法の実証、全国展開



- ② 豚熱感染確認区域における支援
「豚熱感染確認区域におけるジビ工利用の手引き」に基づく検査体制等を支援



- ③ ジビ工を扱う飲食店等の拡大
消費者へのPR、ジビ工料理に関する指導、処理加工施設と飲食店の商談会等を実施



【鳥獣被害対策推進枠】

- ・多面的機能支払交付金のうち、多面的機能の増進を図る活動等の一部
- ・中山間地域等直接支払交付金のうち、生産性向上加算、集落機能強化加算等の一部
- ・農山漁村振興交付金のうち、最適土地利用総合対策、山村活性化対策、中山間地農業推進対策の一部

【お問い合わせ先】 農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)

国営農用地再編整備事業 <公共>

【令和5年度予算概算要求額 53,773（40,301）百万円】

<対策のポイント>

広域的な農地の大区画化や排水改良を行い、農地集積・集約化を加速するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止、生産コスト低減や高収益作物への転換等による産地収益力の向上を図ります。また、国産飼料生産基盤の強化のため、牧草・飼料作物の生産地帯を対象とした基盤整備の促進を図ります。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割 [令和5年度まで]）

<事業の内容>

1. 国営緊急農地再編整備事業

- ・基幹事業：区画整理
- ・併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全

【実施要件】 受益面積 400ha以上、耕作放棄地及び耕作放棄のおそれがある農地が一定割合以上 等

2. 国営農地再編整備事業（中山間地域型）

- ・基幹事業：区画整理、開畠、農地保全
- ・併せ行う事業：農業用排水施設

【実施要件】 受益面積 400ha以上、中山間地域であること 等

3. 国営農地再編整備事業（次世代農業促進型）

- ・基幹事業：区画整理
- ・併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全

【実施要件】 受益面積 400ha以上、高収益作物の作付面積割合が一定割合以上増加すること 等

4. 国営農地再編整備事業（草地整備型）

- ・基幹事業：区画整理
- ・併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全

【実施要件】 受益面積 1,000ha以上、畜産クラスター計画との連携 等

※ 先端技術の体系化に向けた実証

国営農用地再編整備事業実施地区を対象に、先端技術に対応した農地整備手法等の確立・体系化に向けた実証を行います。

<事業実施主体>

国（国費率：内地2/3、北海道75% 等）

※下線部は拡充内容

<事業イメージ>

事業実施前



小区画で不整形な農地

事業実施後



農地の大区画化、耕作放棄地発生の防止

農地の大区画化・排水改良等

- 農地の大区画化や排水改良（地下かんがいシステムの導入等）を実施



農地の大区画化、排水改良



地下かんがいシステムの導入

- 自動走行農機等に対応した農地整備により、自動走行農機等の省力化技術の導入を促進。



農機の旋回を容易にし、作業効率を向上させるターン農道の整備



営農作業上の障害を除去する用排水路の管路化

- 高収益作物への転換を促進



たまねぎの生産拡大



キャベツの生産拡大

水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）<公共>

【令和5年度予算概算要求額 75,188（62,717）百万円の内数】

<対策のポイント>

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT化等により水利用の高度化、水管理の省力化を図ります。

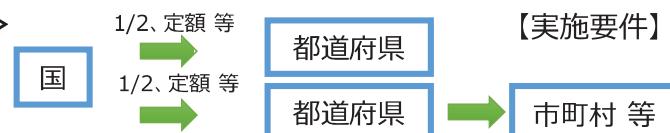
<事業目標>

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合（10割〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 基幹的な農業水利施設等(ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等)の整備
地域の営農方針に応じて農業水利施設の新設、廃止又は変更を実施
2. 基幹的な農業水利施設等の長寿命化対策や施設の集約・再編
機能保全計画に基づき、農業水利施設の更新・長寿命化対策や集約・再編を実施
※国営又は県営施設と一体的に行う団体営施設の整備を対象に追加、突発事故復旧事業を同科目に統合
3. 農業用ダムの洪水調節機能の強化を含む流域治水対策の推進
 - ①農業用ダムの放流施設の整備や堆砂対策、水位計等の水管理システム整備を実施
 - ②田んぼダムに取り組む地域において基幹から末端までの施設を一体的に整備
4. 脱炭素化の推進
小水力発電施設の導入や用排水機の省エネ化等を加速して推進
5. 戦略作物(麦・大豆等)の作付や農地の集積・集約を促進するための水利システムの確立
担い手への農地集積を推進するための農業水利施設の整備等を実施
【附帯事業】 中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費 等
6. 管理の省力化・低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備
ゲート・分水工の自動化など、管理の省力化等に資する簡易な整備を実施
7. 施設を効率的に整備・活用するための調査・実施計画策定等
水利用の調整や施設計画・機能保全計画の策定、資産評価データの整備を実施

<事業の流れ>



【実施要件】 受益面積200ha以上 等



[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

農業競争力強化農地整備事業 <公共>

【令和5年度予算概算要求額 75,188 (62,717) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備を推進します。

<事業目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割 [令和5年度まで]）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上 [令和7年度まで]）

<事業の内容>**1. 農地整備事業**

地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び
営農環境の整備と経営体の育成を一体的に実施

2. 草地畜産基盤整備事業

畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に必要となる草地の基盤整備等を実施

3. 農業基盤整備促進事業

畦畔除去、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を実施

*** 実施計画等策定事業**

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

スマート農業に取り組む地区は最大4年間、定額助成も可能
(定額助成は令和7年度まで)

* 土層改良にバイオ炭を使用することが可能（1、3の事業）

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。

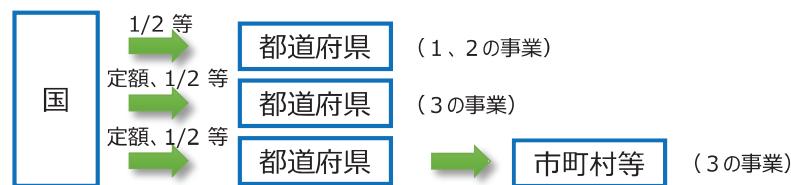


(事業前) 小規模で不整形な農地



(事業後) 大区画化・整形した農地

※ 下線部は拡充内容

<事業の流れ>

暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。
(写真は収穫中のタマネギ)

農業水路等長寿命化・防災減災事業

【令和5年度予算概算要求額 31,197（25,403）百万円】

<対策のポイント>

農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策や機動的な防災減災対策等を支援します。

<事業目標>

- 農業水路の長寿命化対策により安定的に農業生産が維持される農地面積（約20万ha [令和7年度まで]）
- 湿水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. きめ細かな長寿命化対策

- ① 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、パイプライン化、水管理のICT化などによる水管管理・維持管理の省力化、農業水利施設等の撤去によるストックの適正化、スペア資材の確保による事故リスクの低減を支援します。
- ② ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定等を支援します。

2. 機動的な防災減災対策

- ① 災害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための観測機器の設置、ため池の廃止等の防災減災対策を支援します。（ため池廃止に伴い下流水路整備が必要となる場合の定額助成上限額の引上げ）
- ② ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- ③ 净化槽法により単独処理浄化槽を廃止し農業集落排水管路へ接続する経費を支援します。
- ④ 流域治水対策のための農業水利施設への危機管理システムの整備等を支援します。

3. ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、管理者への指導・助言等の経費を支援します。

4. 施設情報整備・共有化対策

農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

※下線部は拡充内容

【実施区域】 農振農用地、生産緑地 等

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、工事期間3年（ため池の場合は5年）以内 等

<事業の流れ>



※事業実施年度での採択申請が可能（複数回受付）

<事業イメージ>

きめ細かな長寿命化対策



漏水防止のための整備



老朽化した施設の機能診断

機動的な防災減災対策



ため池の整備



ため池の廃止

施設情報整備・共有化対策



施設情報等のGIS化

ため池の保全・避難対策



ため池の現地パトロール

[お問い合わせ先]

農村振興局水資源課	(03-3502-6246)
防災課	(03-6744-2210)
設計課	(03-6744-2201)
地域整備課	(03-6744-2209)

農地耕作条件改善事業

【令和5年度予算概算要求額 29,351（24,790）百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着や中山間地域等における徹底した排水対策等による麦・大豆等の輸入依存作物の生産拡大に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割 [令和5年度まで]）

<事業の内容>

1. 地域内農地集積型

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換型

基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示は場の運営、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組を支援します。

3. 中山間等排水対策型

中山間地域を含めた農村地域において、徹底した排水対策、土づくり、管理省力化等、麦・大豆等の輸入依存作物の生産拡大に必要な取組を支援します。

4. スマート農業導入推進型

基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等、スマート農業の導入について支援します。

5. 病害虫対策型

病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の土層改良や排水対策等を支援します。

6. 水田貯留機能向上型

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援します。

7. 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。

※土層改良にバイオ炭を使用することが可能（1～7の事業）

※整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、農地整備・集約推進費の活用により、農業者負担の軽減を図ることが可能（1、2の事業）

- 【実施要件】** ① 事業対象地域：農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等
② 総事業費200万円以上、③ 農業者数2者以上 等

<事業の流れ>



※ 下線部は拡充内容

<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善の支援



高収益作物への転換に向けた取組支援



輸入依存作物の生産拡大に向けた排水対策等の支援



スマート農業導入の支援



[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

農山漁村振興交付金のうち 情報通信環境整備対策

【令和5年度予算概算要求額 13,777（9,752）百万円の内数】

<対策のポイント>

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化、スマート農業の実装又は地域活性化に必要な情報通信環境の整備を支援します。

<事業目標>

農業農村インフラの管理省力化等を図る情報通信環境の整備に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（50地区〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 計画策定事業

- ① 情報通信環境に係る調査、計画策定に係る取組を支援します。
- ② 事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う民間団体の活動を支援します。

2. 施設整備事業

農業農村インフラの管理の省力化・高度化、スマート農業の実装又は地域活性化に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び付帯設備の整備を支援します。

（スマート農業の実装又は地域活性化の取組のみを目的とする整備も支援対象となるよう拡充）



光ファイバ



※下線部は拡充内容



定額、1/2等

都道府県 (1 ①、2 の事業)

都道府県 市町村等 (1 ①、2 の事業)

民間団体 (1 ②の事業)

スマート農業



自動走行農機



ドローン



鳥獣駆除センサー



（ワイヤレス通信規格：LPWA、BWA、Wi-Fi、ローカル5G等）

地域活性化

活性化施設の
公衆無線LAN



公衆無線LAN

農業農村インフラの管理の省力化・高度化



カメラ監視



自動給水栓



スマート管理



[お問い合わせ先] 農村振興局地域整備課 (03-6744-2209)

ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業

中小企業庁経営支援部
技術・経営革新課

令和5年度概算要求額 **10.6 億円 (10.2 億円)**

事業の内容		事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）								
事業目的 経済のグローバル化、脱炭素化、デジタル化などが急速に進みつつある中、ウイズコロナ／アフターコロナ時代の経済社会の変化に対応すること等を目的として中小企業等が連携して取り組む事業への大胆な投資を促し、補助事業者の生産性向上・経済構造転換を図ります。		<p>国 → 定額補助 → 民間団体等 → 補助(2/3以内) → 中小企業等</p> <table border="1"><thead><tr><th>補助上限額（連携体）</th><th>補助上限額</th><th>補助率</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>【1者当たりの基本補助上限額】 従業員数 21人以上 : 2,500万円、 6~20人 : 2,000万円 5人以下 : 1,500万円 ※ただし、1連携体につき1億円が上限。 ※事業再構築指針の要件を満たす事業計画に取り組む事業者が含まれる場合、補助上限額を1者当たり1,000万円加算。 ただし、その場合でも、1連携体につき1.5億円が上限。</td><td>中小企業 1/2以内 小規模事業者 2/3以内</td></tr></tbody></table>			補助上限額（連携体）	補助上限額	補助率		【1者当たりの基本補助上限額】 従業員数 21人以上 : 2,500万円、 6~20人 : 2,000万円 5人以下 : 1,500万円 ※ただし、1連携体につき1億円が上限。 ※事業再構築指針の要件を満たす事業計画に取り組む事業者が含まれる場合、補助上限額を1者当たり1,000万円加算。 ただし、その場合でも、1連携体につき1.5億円が上限。	中小企業 1/2以内 小規模事業者 2/3以内
補助上限額（連携体）	補助上限額	補助率								
	【1者当たりの基本補助上限額】 従業員数 21人以上 : 2,500万円、 6~20人 : 2,000万円 5人以下 : 1,500万円 ※ただし、1連携体につき1億円が上限。 ※事業再構築指針の要件を満たす事業計画に取り組む事業者が含まれる場合、補助上限額を1者当たり1,000万円加算。 ただし、その場合でも、1連携体につき1.5億円が上限。	中小企業 1/2以内 小規模事業者 2/3以内								
事業概要 生産性向上・経済構造転換を図るために、他社や研究機関等との連携を通じ、自社の強み／弱みを補強しつつ、新事業を迅速に実施することが重要です。そこで、例えばデータ共有等により、複数の事業者が連携し、革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の改善の取組を行い、連携して生産性を高めるプロジェクトを支援します。 特に、「事業再構築指針」の要件を満たす事業計画を策定し、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等に取り組む事業者が連携体に含まれる場合は、補助上限額を引き上げて支援します。 また、使い勝手の向上を図るため、連携体全体の補助上限内であれば、連携体内で各事業者が柔軟に補助金額を設定できるようにします。		<p>※上記により算定された連携体全体の補助上限額の範囲内であれば、連携体を構成する各事業者の補助金額は柔軟に設定可能。ただし、その場合でも、1者当たりの補助上限額は、5,000万円以内又は連携体全体の補助上限額の3/4以内のいずれか低い金額（2年度継続実施の場合は、合計で8,000万円が上限）とします。</p>								
成果目標 補助事業期間終了後、事業計画期間中（補助事業期間終了後3～5年間）に、付加価値額の年率平均3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の同3.0%以上の増加。										